

大田原市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 自由討議（第4条・第5条）

第4章 市民と議会の関係（第6条—第11条）

第5章 議会と執行機関の関係（第12条—第16条）

第6章 委員会の活動（第17条）

第7章 会派（第18条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第19条—第23条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第24条—第26条）

第10章 最高規範性と見直し手続（第27条—第31条）

附則

前文

大田原市は、栃木県の北東部に位置し、中央部から西部にかけて那須野が原扇状地の扇端付近にあたる平地が広がり、また、東部には八溝山を中心に八溝山系の豊富な森林を有し、那珂川、簗川、蛇尾川の三河川をはじめ多くの河川が市内を流れるなど、良質で豊かな水を利用した水田が広がっています。立地環境は、首都圏より150キロメートル圏内にあり、自然災害が少なく地震に強い地盤と豊かな自然に恵まれた地域です。また、豊富な工業用水等を活かし産業基盤の整備充実を図り、豊かな自然環境と調和のとれた都市として発展しています。

大田原市議会（以下「議会」という。）は、豊かな自然と長い歴史に培われた暮らしを守りながら「住んでよかった」、「住みたい」と思えるまちづくりを継承するとともに、「住む人が輝き、来る人がやすらぐ、幸せ度の高いまち」の実現を将来像として目指し、市民主体のまちづくりを推進し、二元代表制の原理に基づき行政の事務執行の監視を強化するとともに、政策立案及び政策提言の機能を十分に發揮することに努め、市の重要な意思決定を行います。

議会は、公正性、公平性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会と一層の議会改革を推進し、議会活性化及び市民参加を推進する議会の実現を目指します。よって、ここに議会及び議員の活動原則を定め、市民及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにし、真の市民自治社会の実現を目指すことを決意し、議会における最高規範として、大田原市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権時代における「団体自治」と「住民自治」の二つの要素からなる「地方自治の本旨」について追及し、議会及び議員の活動並びに議会運営の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託に的確に応え、真に開かれた議会運営を実現し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第2条 議会は、公正性、公平性及び透明性を確保するとともに、真に開かれた議会を目指し、常に議会改革に前向きに取り組むものとする。

- 2 議会が市民を代表する合議制の議事機関であることを議員は常に自覚し、市民の多様な意見を把握するとともに、提出された議案、請願又は陳情の審議及び審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に取り組むものとし、行政運営に反映させる議会運営に努めるものとする。
- 3 議会は、市長等に対し、市政の適切な行政運営が行われているか監視し、及び評価するものとする。
- 4 議会は、市民に分かりやすい言葉を用いた積極的な情報の公開に取り組み、市政の現況について市民への説明に努めるとともに、市民が議会活動に参加する機会の拡充に努めるものとする。
- 5 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開時刻を傍聴者に説明するとともに、議案の審議に用いる資料等を提供するほか、市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、次の各号に定める事項を基本に活動を行うものとする。

- (1) 議員間の自由な討議を行うこと。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、市民全体の代表者として責任ある活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。
- (4) 議会活動について、市民に対し積極的に情報を発信し、説明に努めること。
- (5) 自己の能力を高める不断の研鑽に励み、日常の調査及び研究活動を通じて自らの資質の向上に努めること。

第3章 自由討議

(議会の自由討議)

第4条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議員は、議案等の審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めなければならない。
- 3 議員は、積極的に政策討論を行うことにより、議員相互の合意形成を図り、政策立案及び政策提言に資するよう努めなければならない。
- 4 議員は、議員相互間の自由討議を拡大し、条例制定及び意見書その他の議案等の提出を積極的に行うよう努めなければならない。
- 5 議員は、議案等を審議し結論を採決する場合は、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めた結果について、市民に対し、十分に説明責任を果たさなければならない。

(全員協議会)

第5条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会内での共通認識の醸成を図り、議員相互間の議論の場として全員協議会を活用する。

第4章 市民と議会の関係

(議会の情報公開と説明責任)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を公表、発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。

(市民との連携)

第7条 議会は、市民との意見交換の場を必要に応じ設け、政策提案の拡大を図らなければならない。

(請願及び陳情)

第8条 議会は、請願及び陳情の提出は、市民が抱える懸案事項であると捉え、請願及び陳情の審査に当たっては、提出者の申出により説明及び意見を聞く機会を設け、市民が議会活動に参加する機会を確保しなければならない。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めなければならない。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報活動に努めなければならない。

(議会報告会)

第10条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

- 2 議会と市民との関係を深め、市民の議会への理解を深めるため、議会報告会は、全議員が出席することとし、議会の説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 3 議会報告会で聴取した市民の意見に基づき、議会運営の改善を図るものとする。
- 4 この条例に定めるもののほか、議会報告会に関することは、議長が別に定める。

(広聴制度)

第11条 議会は、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、広聴制度を設けるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を議会の審議等に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用に努めるものとする。

第5章 議会と執行機関の関係

(議員と執行機関の関係)

第12条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と共に緊張ある関係を構築し、市政の発展に取り組まなければならない。

2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

3 議長から本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

4 議員は、本会議の閉会中においては議長の判断により市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等は、文書により回答しなければならない。

(議会審議における論点の形成)

第13条 議会は、市長等が提出する議案等について、議会審議における論点を形成し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (6) 関係ある法令及び条例等
- (7) 政策等の実施に関わる財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算
- (9) 政策による成果・効果（決算審議）

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第14条 市長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努め、議会に提出するものとする。

(議員による事業評価)

第15条 議会は、市長等が提出する議案等のうち重要な政策について、第13条各号に掲げる事項に基づき、当該政策の執行に係る事業評価の審議に努め、市長等に事業評価

の結果を通知するものとする。

(議決事件の拡大)

第16条 議会は、市長等とともに責任を担いながら、計画的かつ公正性・透明性の高い市政運営に努めるものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項に規定する議決事件のほか、市政に関わる特に重要な事項については、別に条例を定めることにより、同条第2項の規定に基づく議決事件とすることができる。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第17条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するとともに、政策提言及び政策立案を行うものとする。

- 2 委員会は、資料等を積極的に公開し、議案等の審査及びその所管に属する事務に関する調査の充実を図り、市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 3 委員会は、市長等が提出した議案又は市の一般事務について、市民から発言をする機会の要請があったときは、発言の機会を与えることができる。

第7章 会派

(会派)

第18条 議会は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策主体の主義主張を基本とした同一の理念を共有する議員集団として活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策提言及び政策決定等に関し、必要に応じて他の会派と調整し、又は合意形成に努めるものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

第19条 議会は、各委員会や全員協議会の有機的な連携により機動力を高めるとともに、一層柔軟に市政の課題を解決するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議長は、議員の政策形成及び政策立案を補助するため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、当該事務局の機能及び組織体制の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室の利用)

第21条 議会は、議会図書室の充実を図り、市民の利活用に対応できる整備を行うものとする。

- 2 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料の充実に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、広く各分野の専門家を招き、専門的見地からの意見や助言を求め、議員一人ひとりが資質の向上に努めるものとする。

(ICTの積極的活用)

第23条 議会は、ICT（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条に規定する情報通信技術をいう。以下この条において同じ。）を積極的に活用するものとする。

2 議会は、大田原市地域ICT総合推進計画に基づき、ICTを活用した会議や情報発信を行うものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。

2 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

(議員定数)

第25条 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業等を考慮して定めるものとする。

2 議員定数の改正については、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を配慮して行うものとする。この場合において、識見を有する者等の意見を参考にするとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。

3 議員定数に関する条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき文書を持って、委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第26条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を参考にするものとする。この場合において、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

2 議員報酬に関する条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき委員会又は議員が提出するものとする。

第10章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第27条 この条例は、市における議会運営の最高規範であり、この条例に違反する条例、議会の規則又は規程等は、これを制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等を順守し及び運用する場合においては、この条例に照らして判断しなければならない。

3 議会は、この条例を市民自治の趣旨にのっとり運用しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第28条 議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則及び規程等を順守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(検証)

第29条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかについて、検証するものとする。

(見直し手続)

第30条 議会は、前条の規定による検証結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、市民に改正理由及び背景を詳しく説明したのち、本会議に提案しなければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会規則等で定める。

附 則

この条例は、平成27年 7月 1日から施行する。